

〈普通預金〉商品概要説明書

平成22年10月1日 現在

1. 商品名	普通預金
2. 販売対象	どなたでもご利用できます。(法人および個人)
3. 期間	期間の定めはありません。
4. 預入	
預入方法	随時お預け入れいただけます。
預入金額	1円以上
預入単位	1円単位
5. 払戻方法	随時払い戻しできます。
6. 利息	
適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 毎日の最終残高について、店頭に表示する毎日の利率を適用します。
利払方法	毎年3月と9月の当金庫所定の日に元金に組入れます。
計算方法	付利単位を1円とし、毎日の最終残高1,000円以上について1年を365日とする日割計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方のお利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	キャッシュカードによる払い戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます。
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座のお取扱い 個人の方は総合口座へお預け入れになりますと、最高500万円(ただし、預入定期預金合計額の90%以内)まで自動融資がご利用いただけます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠(最高350万円)まで非課税でご利用いただけます。
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ディスプレイまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部お客様相談室(9時～17時、電話:043-221-3565)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公共債元利金等の自動受取ができます。 ・この預金は、「普通預金規定」によりお取扱いします。本規定をご希望の方は窓口までお申し出ください。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 平成14年3月末までは全額保護(利息を含む)されますが、その後は預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)